

## 建設工事に係る「岩国市低入札価格調査実施要領」及び 「岩国市最低制限価格制度実施要領」の一部改正について

令和5年3月  
岩国市契約監理課

建設産業を取り巻く状況は、就業者数の減少や高齢化の進行等、厳しいものとなっております。

こうした中、近年、激しい受注競争が続いており、このままでは、担い手の確保・育成に必要な経費が十分確保できず、今後、建設産業が担う社会資本の整備や維持管理、災害対応に支障を来す恐れがあり得ることから、適正な競争環境を確保する観点から、最低制限価格制度における最低制限価格、低入札価格調査制度における調査基準価格及び判断基準額の引き上げを行いますので、お知らせいたします。

### 【改正内容】

最低制限価格、調査基準額及び判断基準額の算定式において、現場従業員の労務費や法定福利費が含まれる現場管理費の算入率を引き上げる。

算定方法は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の考え方を参照

### 【対象案件】

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事の入札を対象とする。